

受領No.1522

マイナンバー制度を通じた個人情報の授受の法的問題： 警察による特定個人情報の取得行為の統制

代表研究者 實原 隆志 福岡大学 法学部 教授

Legal issues regarding the exchange of personal information using “My Number” System: Control of collecting Specific Personal Information by police power

Representative Takashi Jitsuvara, Fukuoka University, Faculty of Law, Professor



研究概要

本研究は、行政実務におけるデジタル化の遅れが顕在化している日本において、「デジタル庁」の下、マイナンバー制度の一層の活用が見込まれることを背景としている。そして、同制度における「特定個人情報」の授受との関係で、マイナンバー法には公安・警察上の措置のための特定個人情報の「提供」に関する規定しかなく、情報を「取得（要求）」するための要件が規定されていないことで、プライバシー性の高い特定個人情報が警察から求められるがままに提供されるおそれがあることに着目する。そこでは、マイナンバー制度を用いて特定個人情報を警察が「取得」することに対する統制のあり方を明らかにすることを目的に、ドイツで行われている「二重扉」審査を参照し、個人情報を「取得」する側の公的機関による行為を、国会による法律制定という形で民主的に統制すべきことを明らかにする。それにより、情報技術の進歩の恩恵を受けながらも、個人情報の授受が十分に規律されていることで安心して個人情報を提供でき、かつ、憲法上の権利を安心して行使でき、そのために必要な統制が、有権者を代表する機関である国会による立法を通じて行われる、民主的な社会を創ることを目指す。